

給与計算検定試験 対策講座（4級）

担当講師：

特定社会保険労務士 榊 裕葵

給与計算検定試験とは

【検定の概要】

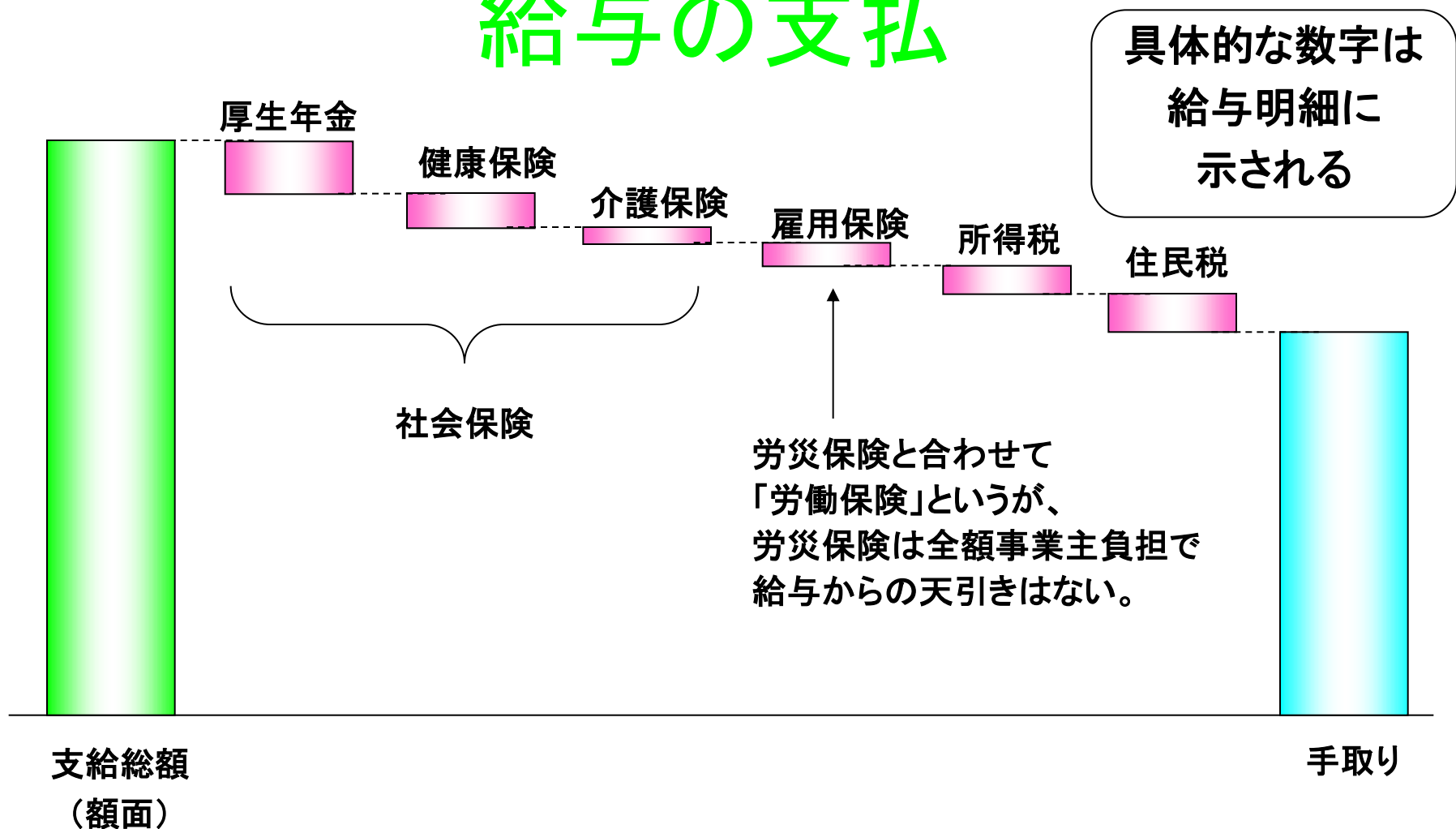
人事部・総務部・経理部に求められる給与計算（給与明細作成等）の知識を確認でき、給与計算能力の実力を図る検定です。

【4級の到達レベル】

給与計算のベースとなる基本的な知識を持っていること。

（実際に計算できることまでは求めない）

給与の支払



支給総額から各種保険料や税金が天引きされて手取りになる。

「いくら天引きすれば良いのか」を正確に行うことが給与計算のポイント

厚生年金

特徴	会社等に勤めている人が、国民年金の上乗せとして加入
被保険者になれる人	<ul style="list-style-type: none"> ・フルタイムで働く会社員・OL ・1日の労働時間、出勤日ともに、フルタイムの人の4分の3以上のパートタイマー（週30時間以上が目安）
保険料率	17.12% （労使で 8.56% ずつ折半） ※全国一律 （H29まで段階的に引上中。毎年 8月 に0.354%アップ） （船員、坑内員は別料率）
保険料計算の基礎	標準報酬月額 （一定の幅で給与を区切ったもの）
保険料計算の基礎の見直し	毎年 9月 に標準報酬月額を改定 （年度の途中に大幅昇給があった場合は随時改定）
保険料の免除	産前産後休業期間、育児休業期間 は労使ともに免除
その他覚えておくべきこと	「70歳 の誕生日の前日」の属する月の前月までで保険料の給与天引きはストップ （例えば4/10が誕生日なら4/9が前日なので、4月の前月である3月が最後の保険料天引き月）

天引きされる保険料は所得に応じた額になっている。

健康保険

特徴	会社等に勤めている人が、加入する医療保険 (勤めていない人は、「国民健康保険(国保)に加入」)
被保険者になれる人	・フルタイムで働く 会社員・OL ・1日の労働時間、出勤日ともに、フルタイムの人の 4分の3以上のパートタイマー (週 30時間以上 が目安)
保険料率	9.97% (労使で 4.985% ずつ折半) ※都道府県ごと (上記は東京都の数字。毎年 3月 に見直しが行われる)
保険料計算の基礎	標準報酬月額 (一定の幅で給与を区切ったもの)
保険料計算の基礎の見直し	毎年 9月 に標準報酬月額を改定 (年度の途中に大幅昇給があった場合は随時改定)
保険料の免除	産前産後休業期間 、 育児休業期間 は労使ともに免除
その他覚えておくべきこと	・「 75歳 の誕生日」の属する月の前月までで保険料の給与天引きはストップ (後期高齢者医療制度に移行する) ・被扶養者(扶養家族)がいても保険料は増加しない

厚生年金との共通点、相違点を意識しながら覚える。

介護保険

特徴	40歳以上の人が入る介護に関する保険
被保険者になれる人	<ul style="list-style-type: none"> ・40歳以上65歳未満の人（第2号被保険者） ・65歳以上の人（第1号被保険者）
保険料率	1.72% （労使で 0.86% ずつ折半） ※全国一律 （第2号被保険者の数字。毎年 3月 に見直し） （第1号被保険者は国民年金から天引きor個人直接納付）
保険料計算の基礎	標準報酬月額 （一定の幅で給与を区切ったもの）
保険料計算の基礎の見直し	毎年 9月 に標準報酬月額を改定 （年度の途中に大幅昇給があった場合は随時改定）
保険料の免除	<ul style="list-style-type: none"> ・産前産後休業期間、育児休業期間は労使ともに免除
その他覚えておくべきこと	「 65歳 の誕生日の前日」の属する月の前月までで保険料の給与天引きはストップ

65歳未満の人に限り保険料控除が必要、と覚える。

雇用保険

特徴	失業等に備えるための保険
被保険者になれる人	<ul style="list-style-type: none">・65歳未満の人（昼間学生除く）・65歳以上だが、65歳前から継続雇用されている人 （上記いずれも、週20時間以上勤務、31日以上継続雇用）
保険料率	1.35% （労働者 0.5% 、使用者 0.85% ） ※全国一律 （上記数字は一般の事業のもの。建設業等は別の数字） （毎年 4月 に保険料を見直す（据置きの場合もある））
保険料計算の基礎	支給総額 （実際に支払われた給与）
保険料計算の基礎の見直し	毎月実際に支払われた給与で計算するので、 見直しという概念はない
保険料の免除	<ul style="list-style-type: none">・休業期間中に賃金0なら保険料は当然に発生しない・4/1時点で64歳以上であれば、その年度以降の保険料は発生しない

保険料の負担が労使折半でないこと、64歳以上は保険料免除に注意。

所得税・住民税

	所得税	住民税
課税対象所得の年度	当年	前年
保険料率	所得に応じて累進課税	一律(10%)
扶養家族数による 税額の変化	あり	あり
控除の方法	毎月の社会保険料控除後の給与等の金額、および扶養親族の数に応じ、 源泉徴収税額表 (月額表or日額表)に基づいて控除する。(年末調整で最終的な精算を行う)	従業員の居住する市区町村から届く「 特別徴収税額通知書 」に基づいて控除する。 (毎年6月に特別徴収額が見直される。)
備考		普通徴収の人は控除なし

所得税と住民税の共通点、相違点を比較しながら押さえる。

過去問を解いてみよう①

(第3回試験 第1問)

社員さん個々人の週の所定労働時間により、社会保険等の被保険者になる(天引きされる)かどうか決まります。()内に入る適切な選択肢を選んでその番号を記載してください。同じものを複数回使用しても構いません。なお、この社員さんは株式会社に勤める50歳の社員さん(期間の定めなし)で、この会社の週の所定労働時間は40時間とします。

雇用保険料	()時間以上
厚生年金保険料	()時間以上
健康保険料	()時間以上
介護保険料	()時間以上

①10 ②15 ③20 ④25 ⑤29 ⑥30 ⑦31 ⑧35 ⑨40

過去問を解いてみよう①

(第3回試験 第1問)

社員さん個々人の週の所定労働時間により、社会保険等の被保険者になる(天引きされる)かどうか決まります。()内に入る適切な選択肢を選んでその番号を記載してください。同じものを複数回使用しても構いません。なお、この社員さんは株式会社に勤める50歳の社員さん(期間の定めなし)で、この会社の週の所定労働時間は40時間とします。

雇用保険料	(20)時間以上
厚生年金保険料	(30)時間以上
健康保険料	(30)時間以上
介護保険料	(30)時間以上

①10 ②15 ③20 ④25 ⑤29 ⑥30 ⑦31 ⑧35 ⑨40

過去問を解いてみよう②

(第3回試験 第5問)

社会保険料額や税金額は「あるもの」に率を掛けて算出します。語群より最も適切なものを選んで、その番号を記載してください。同じものを複数回使用しても構いません。

厚生年金保険料	
健康保険料	
介護保険料	
雇用保険料	
所得税	
住民税	

- ①基本給 ②報酬 ③支給総額 ④標準報酬月額 ⑤標準報酬月額
⑥前年の所得 ⑦給付基礎日額 ⑧平均賃金 ⑨課税所得

過去問を解いてみよう② - 解答

(第3回試験 第5問)

社会保険料額や税金額は「あるもの」に率を掛けて算出します。語群より最も適切なものを選んで、その番号を記載してください。同じものを複数回使用しても構いません。

厚生年金保険料	標準報酬月額
健康保険料	標準報酬月額
介護保険料	標準報酬月額
雇用保険料	支給総額
所得税	課税所得
住民税	前年の所得

- ①基本給 ②報酬 ③支給総額 ④標準報酬月額 ⑤標準報酬月額
⑥前年の所得 ⑦給付基礎日額 ⑧平均賃金 ⑨課税所得

参考資料① 給与明細

支給	基本給	役職手当	資格手当	住宅手当	家族手当				
	200,000								
	残業手当	通勤手当					課税合計	非課税合計	総支給額合計
62,500	24,000					262,500	24,000	286,500	

控除	健康保険料	介護保険	厚生年金	厚生年金基金	雇用保険	社会保険合計	課税対象額	所得税	住民税
	8,200		14,496		1,575	24,271	238,229	3,500	7,000
	財形貯蓄		借上社宅						
									控除額合計
									34,771

勤怠	要勤務日数	出勤日数	欠勤日数				有休消化日数	有休残日数
	20	20	0					
	残業時間							
10								

合計	累積課税合計							差引支給額
	238,229							251,729

参考資料② 標準報酬月額表

等級		報酬月額		標準報酬	健康保険料			厚生年金
健	年	以上～未満		月額	健康保険	介護保険	健保+介護	被保険者
1	1	0	～ 63,000	58,000	2,891	499	3,390.10	8,389
2	1	63,000	～ 73,000	68,000	3,390	585	3,974.60	8,389
3	1	73,000	～ 83,000	78,000	3,888	671	4,559.10	8,389
4	1	83,000	～ 93,000	88,000	4,387	757	5,143.60	8,389
5	1	93,000	～ 101,000	98,000	4,885	843	5,728.10	8,389
6	2	101,000	～ 107,000	104,000	5,184	895	6,078.80	8,902
7	3	107,000	～ 114,000	110,000	5,483	946	6,429.50	9,416
8	4	114,000	～ 122,000	118,000	5,882	1,015	6,897.10	10,101
9	5	122,000	～ 130,000	126,000	6,281	1,084	7,364.70	10,786
10	6	130,000	～ 138,000	134,000	6,680	1,152	7,832.30	11,470
11	7	138,000	～ 146,000	142,000	7,079	1,220	8,299.10	12,154
12	8	146,000	～ 154,000	146,000	7,478	1,288	8,766.10	12,838
13	9	154,000	～ 162,000	150,000	7,877	1,356	9,233.10	13,522
14	10	162,000	～ 170,000	154,000	8,276	1,424	9,700.10	14,206
15	11	170,000	～ 178,000	158,000	8,675	1,492	10,167.10	14,890
16	12	178,000	～ 186,000	162,000	9,074	1,560	10,634.10	15,574
17	13	186,000	～ 194,000	166,000	9,473	1,628	11,101.10	16,258
18	14	194,000	～ 202,000	170,000	9,872	1,696	11,568.10	16,942
19	15	202,000	～ 210,000	174,000	10,271	1,764	12,035.10	17,626
20	16	210,000	～ 218,000	178,000	10,670	1,832	12,502.10	18,310
21	17	218,000	～ 226,000	182,000	11,069	1,900	12,969.10	18,994
22	18	226,000	～ 234,000	186,000	11,468	1,968	13,436.10	19,678
23	19	234,000	～ 242,000	190,000	11,867	2,036	13,903.10	20,362
24	20	242,000	～ 250,000	194,000	12,266	2,104	14,370.10	21,046
25	21	250,000	～ 258,000	198,000	12,665	2,172	14,837.10	21,730
26	22	258,000	～ 266,000	202,000	13,064	2,240	15,304.10	22,414
27	23	266,000	～ 274,000	206,000	13,463	2,308	15,771.10	23,098
28	24	274,000	～ 282,000	210,000	13,862	2,376	16,238.10	23,782
29	25	282,000	～ 290,000	214,000	14,261	2,444	16,705.10	24,466
30	26	290,000	～ 298,000	218,000	14,660	2,512	17,172.10	25,150
31	27	298,000	～ 306,000	222,000	15,059	2,580	17,639.10	25,834
32	28	306,000	～ 314,000	226,000	15,458	2,648	18,106.10	26,518
33	29	314,000	～ 322,000	230,000	15,857	2,716	18,573.10	27,202
34	30	322,000	～ 330,000	234,000	16,256	2,784	19,040.10	27,886
35	31	330,000	～ 338,000	238,000	16,655	2,852	19,507.10	28,570
36	32	338,000	～ 346,000	242,000	17,054	2,920	19,974.10	29,254
37	33	346,000	～ 354,000	246,000	17,453	2,988	20,441.10	29,938
38	34	354,000	～ 362,000	250,000	17,852	3,056	20,908.10	30,622
39	35	362,000	～ 370,000	254,000	18,251	3,124	21,375.10	31,306
40	36	370,000	～ 378,000	258,000	18,650	3,192	21,842.10	31,990
41	30	855,000	～ 905,000	880,000	43,868	7,568	51,436.00	53,072
42	30	905,000	～ 955,000	930,000	46,360	7,998	54,358.50	53,072
43	30	955,000	～ 1,005,000	980,000	48,853	8,428	57,281.00	53,072
44	30	1,005,000	～ 1,055,000	1,030,000	51,345	8,858	60,203.50	53,072
45	30	1,055,000	～ 1,115,000	1,090,000	54,336	9,374	63,710.50	53,072
46	30	1,115,000	～ 1,175,000	1,150,000	57,327	9,890	67,217.50	53,072
47	30	1,175,000	～	1,210,000	60,318	10,406	70,724.50	53,072

参考資料③ 所得税月額表

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙
		扶養親族等の数								
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	
以上	未満	税額								税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
167,000	169,000	3,620	2,000	390	0	0	0	0	0	11,400
169,000	171,000	3,700	2,070	460	0	0	0	0	0	11,700
171,000	173,000	3,770	2,140	530	0	0	0	0	0	12,000
173,000	175,000	3,840	2,220	600	0	0	0	0	0	12,400
175,000	177,000	3,910	2,290	670	0	0	0	0	0	12,700
177,000	179,000	3,980	2,360	750	0	0	0	0	0	13,200
179,000	181,000	4,050	2,430	820	0	0	0	0	0	13,900
181,000	183,000	4,120	2,500	890	0	0	0	0	0	14,600
183,000	185,000	4,200	2,570	960	0	0	0	0	0	15,300
185,000	187,000	4,270	2,640	1,030	0	0	0	0	0	16,000
187,000	189,000	4,340	2,720	1,100	0	0	0	0	0	16,700
189,000	191,000	4,410	2,790	1,170	0	0	0	0	0	17,500
191,000	193,000	4,480	2,860	1,250	0	0	0	0	0	18,100
193,000	195,000	4,550	2,930	1,320	0	0	0	0	0	18,800
195,000	197,000	4,630	3,000	1,390	0	0	0	0	0	19,500
197,000	199,000	4,700	3,070	1,460	0	0	0	0	0	20,200
199,000	201,000	4,770	3,140	1,530	0	0	0	0	0	20,900
201,000	203,000	4,840	3,220	1,600	0	0	0	0	0	21,500
203,000	205,000	4,910	3,290	1,670	0	0	0	0	0	22,200
205,000	207,000	4,980	3,360	1,750	130	0	0	0	0	22,700
207,000	209,000	5,050	3,430	1,820	200	0	0	0	0	23,300